瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第11号

瀬戸市春雨墓苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市春雨墓苑条例(昭和45年瀬戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)
第8条 <省略>	第8条 《省略》
2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料と	2 使用料は、墓地永代使用料及び環境整備料と
し、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積	し、その額は、使用の許可を受けた墓地の地積
に、墓地永代使用料にあっては1平方メートル	に、墓地永代使用料にあっては1平方メートル
当たり <u>20万円</u> 以内、環境整備料にあっては1	当たり <u>13万円</u> 以内、環境整備料にあっては1
平方メートル当たり388円以内において規則	平方メートル当たり388円以内において規則
で定める額を乗じて得た額(墓地永代使用料に	で定める額を乗じて得た額(墓地永代使用料に
あっては1,000円未満、環境整備料にあっ	あっては1,000円未満、環境整備料にあっ
ては10円未満の端数があるときは、これを切	ては10円未満の端数があるときは、これを切
り捨てる。)とする。	り捨てる。)とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。